

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2025年3月31日

【会社名】 西本Wismettacホールディングス株式会社

【英訳名】 Nishimoto Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長CEO 洲崎 良朗

【本店の所在の場所】 兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目1番38号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」において行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】 取締役社長執行役員COO兼CFO 佐々 祐史

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

【電話番号】 03 - 6870 - 2015

【事務連絡者氏名】 財務・経理統括部 コーポレート経理グループ ディレクター 半田 久倫

【縦覧に供する場所】 西本Wismettacホールディングス株式会社日本橋本社  
(東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2025年3月28日の第78回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2025年3月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)について、以下の内容の株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

##### 併合の割合

当社株式3,053,100株を1株に併合する。

本株式併合がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」といいます。)

2025年4月25日

効力発生日における発行可能株式総数

56株

#### 第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「株式併合の件」が原案通り承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合は、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は56株に減少することになります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

第1号議案「株式併合の件」が原案通り承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は14株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている単元株式数に関する定めを廃止するため、定款第7条(単元株)及び第8条(単元未満株式についての権利)を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

第1号議案「株式併合の件」が原案通り承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は、ワイエス商事株式会社、多津巳産業株式会社、洲崎良朗、公益財団法人洲崎福祉財団の4名となり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条(電子提供措置等)を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年4月25日に効力が発生するものとします。

#### 第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役として、洲崎良朗、佐々祐史、新開裕之、新井一を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役に対する事後交付型株式報酬の額改定の件

一定の期間後に当社株式を割り当て及び金銭を支給する事後交付型株式報酬制度に基づき、監査等委員である取締役(社外取締役を除く)に対して支給する当社株式の割り当てのための金銭報酬債権及び金銭の総額について、年額20百万円以内から年額50百万円以内に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	421,642	149	0	(注)1	可決 99.96
第2号議案 定款一部変更の件	421,651	140	0	(注)1	可決 99.97
第3号議案 監査等委員でない取 締役4名選任の件					
洲崎 良朗	416,944	4,847	0	(注)2	可決 98.85
佐々 祐史	419,300	2,491	0		可決 99.41
新開 裕之	420,863	928	0		可決 99.78
新井 一	420,848	943	0		可決 99.78
第4号議案 監査等委員である取 締役に対する事後交 付型株式報酬の額改 定の件	417,648	4,143	0	(注)3	可決 99.02

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上